

【新設】（常時使用する従業員の範囲）

42の12の5-1 措置法第42条の12の5第1項の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

【解説】

- 1 令和4年度の税制改正において、措置法第42条の12の5第1項の措置は、法人の事業年度終了の時ににおいて、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針についてインターネットを利用する方法により公表し、確定申告書等に経済産業大臣のその法人がマルチステークホルダー方針を公表していることについて届出があった旨を証する書類の写しを添付したときに限り適用を受けることができることとされた。
- 2 マルチステークホルダー方針（給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する一定の事項をいう。）の公表要件の対象となる法人に該当するかどうかの判定基準の1つである、常時使用する従業員の数が1,000人以上であるかどうかについて、法人が使用する従業員のうちいずれの範囲の者が対象となるのか疑義が生ずる。
この点、常時使用する従業員の数は、雇用形態が常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の数によることを本通達において明らかにしている。
また、この場合において、法人が、その営む事業の繁忙期に数か月程度の期間労務に従事する者を使用しているときは、そのような事業の性質を考慮して、当該従事する者を「常時使用する従業員の数」に含めるものとするを、本通達の後段において明らかにしている。
- 3 なお、大企業につき一定の要件を満たさない場合に研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除制度（以下「特定税額控除制度」という。）を適用できないこととする措置（措法42の13⑤）についても、「法人の事業年度終了の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合」の特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の見直しが行われており、この場合の「常時使用する従業員の数」についても同様となることから、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）関係においても、措置法通達42の13-3（常時使用する従業員の範囲）として同様の通達を新設している。